

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において、本町で開催される競技会の食品衛生対策について、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町医事・衛生基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品関係事業者等に対する監視・指導

保健所および関係機関等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場の食品販売店等に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保および食品衛生の向上に努める。

(3) 健康管理等

食品関係業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒等健康被害発生時の対応

食中毒（疑いも含む）の情報を入手した場合、被害拡大を防止するため、関係機関が迅速に対応できる連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年3月27日から施行する。